

厚生年金基金の制度改革に係る解説 ～政省令・告示の公布および通知の発出を受けて～

2014年4月



はじめに

2013(平成25)年6月19日、厚生年金基金制度の見直しおよび国民年金第3号被保険者(専業主婦等)の加入記録不整合の解消を目的とした「**公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律**」(平成25年法律第63号、以下「**健全化法**」)が可決・成立し、同月26日付で公布されました。

本健全化法の施行期日は、今般公布された「**健全化法の施行期日を定める政令**」により、**2014(平成26)年4月1日**とされています。

本資料は、今般の改正内容のうち、本年3月24日以降に公布・発出された政省令・告示・通知にて新たに判明した事項を含めてご案内するものです。

なお、本資料の内容は**本年4月1日時点の情報**に基づいており、今後の社会保障審議会企業年金部会での検討結果等によっては、内容が一部変更となる可能性がありますので、その点ご留意いただきますようお願い申し上げます。

(今般新たに判明した(または従前から変更された)箇所には、**NEW** と記載)

目次

1. 厚生年金基金制度見直しの全体像	3
2. 健全化法施行関係の政省令等について	6
3. 解散認可基準の緩和	12
4. 最低責任準備金	13
5. 特例解散の見直し	18
6. 今後の財政運営	36
7. 他制度への移行支援	43
8. 健全化法施行後の企業年金連合会	50
【ご参考】健全化法に対する附帯決議	52

1. 厚生年金基金制度見直しの全体像(1) ～対応方策および法令上の規定

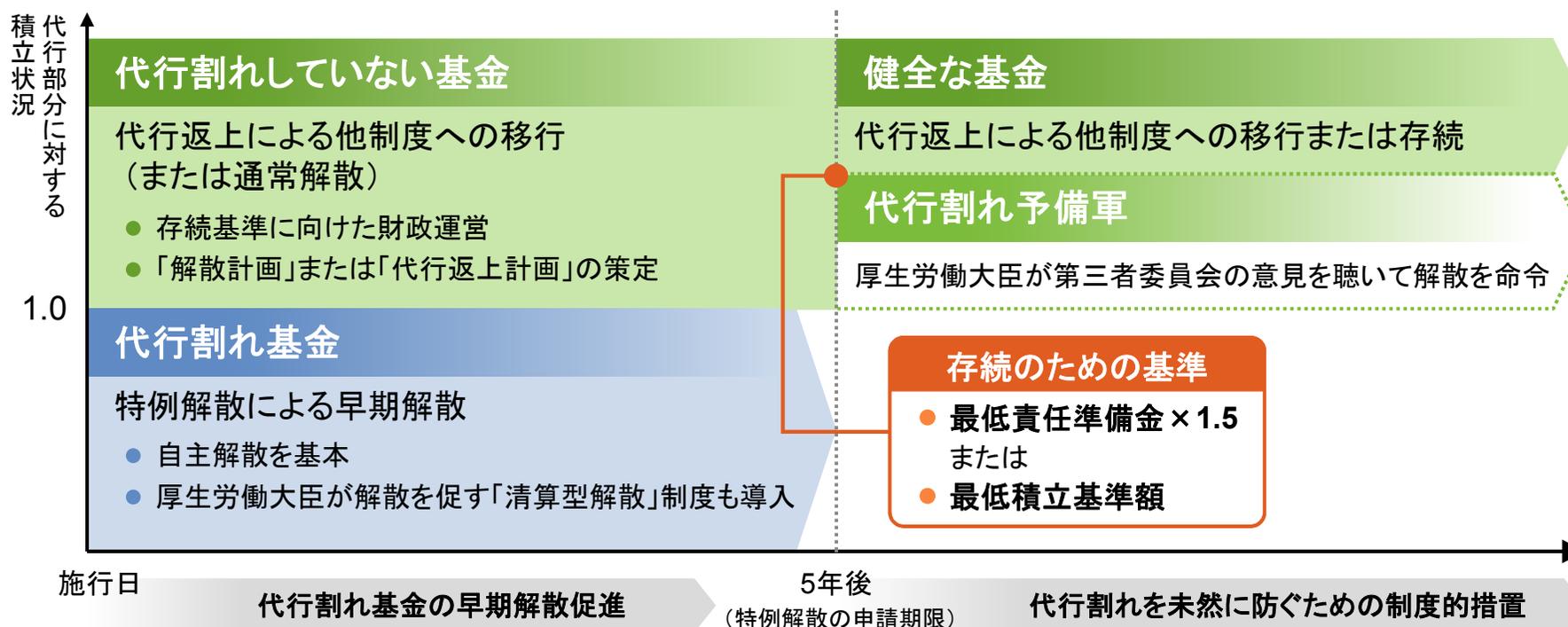
			対応方策	法令上の規定
代行割れ基金の早期解散対応等	特例解散制度の見直し	解散プロセス	「自主解散」「清算型解散」の導入	健全化法附則第11～26条、特例解散通知 など
			第三者委員会における適用条件等の審査	健全化法附則第11～12・19・21条
			申請以降の上乗せ給付の全額支給停止	健全化法附則第11～12・19条、特例解散通知
			代行資産の前納制度の導入	健全化法附則第10条、政令第7・8条 など
		納付額特例	現行金額と特例金額のいずれか低い額の納付	健全化法附則第11・20条、政令第5・10条
			分割納付特例 (納付計画)	事業所間の連帯債務の見直し
	利息の固定金利化	健全化法附則第16・23条、告示⑪～⑬		
	納付期間の延長(最長30年)	健全化法附則第14・23条、政令第13・24条 など		
	最低責任準備金の精緻化	代行給付費の算定方法の見直し	告示③ など	
		厚生年金本体の実績利回りの適用時期のずれ(期ずれ)の補正	告示③ など	
	解散認可基準の緩和	代議員会における法定議決要件の緩和(3/4→2/3)	健全化法附則第5条による読み替え	
事業主・加入員における事前手続要件の緩和(3/4→2/3)		解散・移行認可基準(2013/10/1施行)		
解散理由要件の撤廃		解散・移行認可基準(2013/10/1施行)		
代行割れを未然に防ぐための制度的措置	存続基金の財政運営の厳格化(解散命令の発動)		健全化法附則第33条、財政運営基準	
	「解散計画」「代行返上計画」による財政運営		省令第44～47条、財政運営基準	
	存続基金のモニタリング強化		業務報告書通知、財政運営基準	
他制度への移行支援	上乗せ部分の受給権保全のための移行支援策	確定給付企業年金(DB)への移行支援	健全化法附則第35条、政令第40～42条 など	
		確定拠出年金(DC)への移行支援	政令第3条による読み替え・第4条	
		退職給付の再建支援	解散・移行認可基準 第1.2.(6)	
		中小企業退職金共済(中退共)へ移行できる仕組みの創設	健全化法附則第36条、政令第43～46条 など	
		承認・認可事項の緩和	省令第2・3条による改正 など	
	企業年金の選択肢の多様化	キャッシュ・バランス・プランの制度設計の弾力化	省令第2条による改正、設立認可取扱要領	
		受託保証型DBの対象拡大	省令第2条による改正、DB法令解釈	

1. 厚生年金基金制度見直しの全体像(2) ～制度見直しのプロセス

■ 代行割れリスクの度合いに応じ、以下のプロセスで対応することとしています。

代行部分に対する純資産額の積立状況		対応方策
積立比率が1.5 [※] 以上	健全な基金	他制度(DB・DC等)へ移行または存続
積立比率が1.0以上1.5 [※] 未満	代行割れ予備軍	他制度(DB・DC等)へ移行または解散を促す
積立比率が1.0未満	代行割れ基金	法施行日から5年以内の早期解散を促す

※ 積立比率1.5または最低積立基準額のいずれかを満たす水準



1. 厚生年金基金制度見直しの全体像(3) ~施行までの主なスケジュール



2. 健全化法施行関係の政省令等について(1) ~全体像・政令

- 現行の政省令(厚生年金基金令、厚生年金基金規則)は廃止され、健全化法施行に伴う経過措置等を規定した新たな政省令が措置されます。
- 基金関係の告示は原則すべて廃止され、整理統合のうえ必要なもののみ再公布されます。
- 基金関係の通知は、原則として現行通知の一部改正等により対応されます。

名称	主な内容
健全化法の施行期日を定める政令 (平成26年3月24日政令第72号)	施行期日(2014(平成26)年4月1日)の規定
健全化法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平成26年3月24日政令第73号)	<ul style="list-style-type: none">● 厚生年金基金令(昭和41年政令第324号)の廃止● 確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)に関する所要の規定の整備● 確定給付企業年金法の規定に基づく企業年金連合会に関する所要の規定の整備● その他関係政令に関する所要の規定の整備

2. 健全化法施行関係の政省令等について(2) ~政令・省令

本資料での略称	名称	主な内容
政令	健全化法の施行に伴う経過措置に関する政令 (平成26年3月24日政令第74号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 用語の定義、存続厚生年金基金に係る技術的読み替え等 ● 最低責任準備金および減額最低責任準備金の算出方法 ● 前納額の基準および還付 ● 物納に関する技術的読み替え ● 納付額特例の認定要件、納付猶予特例の承認要件 ● 納付猶予期間の延長(最長30年)に係る認定要件 ● 清算型基金の指定要件 ● DBおよび中退共への残余財産の交付に係る規定の整備 ● DCへの残余財産の移換、脱退一時金の移換申出 ● 存続連合会に関する経過措置 など
省令	健全化法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令 (平成26年3月24日厚生労働省令第20号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生年金基金規則(昭和41年厚生省令第34号)の廃止 ● DB・DCに係る手続要件の緩和 ● キャッシュ・バランス・プランの給付設計の弾力化 ● 受託保証型DBの拡大、回復計画に係る経過措置の延長など ● 年金数理人の要件に係る規定の整備 ● 最低責任準備金の減額申請に係る手続 ● 特例解散の認定要件における掛金水準の計算方法等 ● 自主解散型納付計画、清算型納付計画、清算計画および清算未了特定基金型納付計画の提出および記載事項 ● 存続基金から移行したDBの掛金算定の特例 ● 中退共への残余財産の交付に係る規定の整備 ● 解散計画・代行返上計画の提出および記載事項 ● 物納に関する規定の整備 など

2. 健全化法施行関係の政省令等について(3) ~告示(廃止・再編)

本資料での略称		廃止される告示	新たに公布される告示
告示①	過去期間代行給付現価の計算方法	厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法 (平成16年9月29日厚生労働省告示第359号)	健全化法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法 (平成26年3月24日厚生労働省告示第93号)
告示②	DBへの権利義務の移転に係る現価相当額	確定給付企業年金法第一百条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第六十一条第一項の現価相当額の計算方法 (平成17年6月29日厚生労働省告示第266号)	健全化法の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第一項の規定により読み替えて適用する健全化法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第一百条の二第六項の規定により読み替えられた健全化法附則第八条に規定する現価相当額の計算方法 (平成26年3月24日厚生労働省告示第94号)
告示③	最低責任準備金の算出方法	厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法 (昭和50年1月31日厚生省告示第32号) 厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例 (平成11年9月3日厚生省告示第192号)	健全化法附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法 (平成26年3月24日厚生労働省告示第95号)
告示④	最低責任準備金の特例額の算出方法	厚生年金基金令第六十五条の規定による特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法(平成16年9月29日厚生労働省告示第361号)	健全化法の施行に伴う経過措置に関する政令第十条の規定による自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法(平成26年3月24日厚生労働省告示第96号)
告示⑤	解散基金加入員に係る移換額	解散基金加入員に係る厚生年金保険法第六十五条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法 (平成17年6月29日厚生労働省告示第265号)	解散基金加入員に係る健全化法附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法 (平成26年3月24日厚生労働省告示第98号)
告示⑥	年金受給権者に係る現価相当額	中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額 (平成16年9月29日厚生労働省告示第358号)	基金中途脱退者に係る健全化法附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法 (平成26年3月24日厚生労働省告示第99号)
告示⑦	非継続基準に用いる予定利率および予定死亡率	厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率 (平成9年3月31日厚生省告示第83号)	健全化法の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた健全化法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率 (平成26年3月31日厚生労働省告示第169号)
告示⑧	現行特例解散における納付猶予に係る利率	厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率 (平成17年6月29日厚生労働省告示第272号)	健全化法附則第二十八条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率(平成26年3月31日厚生労働省告示第170号)

2. 健全化法施行関係の政省令等について(4) ~告示(新設)

本資料での略称	名称	主な内容
告示⑨	健全化法附則第三十条第五項第二号及び第四号に規定する調整利率 (平成26年3月24日厚生労働省告示第97号)	清算未了特定基金の調整利率に関する規定
告示⑩	健全化法附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率 (平成26年3月31日厚生労働省告示第155号)	厚生年金基金から中退共への移換金に付利する率に関する規定
告示⑪	健全化法附則第十六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める率 (公布予定)	自主解散型加算金利率に関する規定
告示⑫	健全化法附則第二十三条において準用する第十六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める率 (公布予定)	清算型加算金利率に関する規定
告示⑬	健全化法附則第三十二条において準用する第十六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める率 (公布予定)	清算未了特定基金型加算金利率に関する規定

2. 健全化法施行関係の政省令等について(5) ~通知(新設・改正)

■ 新設通知

本資料での略称	名称	主な内容
——	健全化法等の施行について (平成26年3月24日年発0324第1号)	健全化法の趣旨および政省令等の内容に関する規定
——	健全化法等の施行に伴う通知等の取扱いについて (平成26年3月24日年発0324第2号)	健全化法の施行に伴う通知の読み替え等に関する規定
特例解散通知	自主解散型基金等の解散に関する特例について (平成26年3月24日年発0324第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通事項(将来返上、前納、公表等) ● 納付額特例および納付計画の要件、手続、提出書類等 ● 納付猶予期間延長(最長30年)の認定要件 など

■ 改正通知

本資料での略称	改正前の通知名	改正通知
解散・移行認可基準	厚生年金基金の解散及び移行認可について (平成9年3月31日年発第1682号)	「厚生年金基金の解散及び移行認可について」の一部改正について (平成26年3月24日年発0324第4号)
——	厚生年金基金の解散及び清算について (昭和50年2月19日年発第236号)	「厚生年金基金の解散及び清算について」の一部改正について (平成26年3月24日年発0324第5号)
財政運営基準	厚生年金基金の財政運営について (平成8年6月27日年発第3321号)	「厚生年金基金の財政運営について」等の一部改正等について (平成26年3月24日年発0324第6号)
設立認可基準	厚生年金基金の設立認可について (昭和41年9月27日年発第363号)	
——	厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について (平成3年10月17日年発第5941号)	
——	厚生年金基金における決算事務の取扱いについて (平成8年6月27日年発第3323号)	
——	代行保険料率の算定に関する取扱いについて (平成7年3月30日年発第1510号)	
——	厚生年金基金の年金給付等積立金の評価方法について (平成16年3月16日年発第0316001号)	

2. 健全化法施行関係の政省令等について(6) ~通知(改正)

本資料での略称	改正前の通知名	改正通知
————	年金数理関係書類の年金数理人による確認等について (昭和63年8月26日年発第2658号)	「年金数理関係書類の年金数理人による確認等について」の一部改正について(平成26年3月24日年発0324第7号)
DB法令解釈	確定給付企業年金制度について (平成14年3月29日年発第0329008号)	「確定給付企業年金制度について」の一部改正について (平成26年3月24日年発0324第8号)
————	厚生年金基金の事業運営について (昭和41年11月30日年発第549号)	「厚生年金基金の事業運営について」の一部改正について (平成26年3月24日年発0324第9号)
業務報告書通知	厚生年金基金の業務報告書の様式について (平成10年10月14日企国発30号)	「厚生年金基金の業務報告書の様式について」等の一部改正について(平成26年3月24日年発0324第1号)
設立認可基準 取扱要領	厚生年金基金の設立要件について (平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号)	
————	厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について(平成8年6月27日企国発第33号・年数発第6号)	
————	厚生年金基金が支給する年金の支給停止を行う場合等の厚生年金保険の年金額等の確認方法について (平成7年2月28日企国発第30号)	
DB承認・認可 基準	確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について (平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)	「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について (平成26年3月24日年企発0324第2号)
移行・代行返上 通知	厚生年金基金から確定給付企業年金に移行(代行返上)する際の手続及び物納に係る要件・手続等について (平成15年5月30日年企発第0530001号・年運発第0530001号)	「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行(代行返上)する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」の一部改正について(平成26年3月24日年企発0324第3号)
DC承認基準	確定拠出年金の企業型年金規約に係る規約の承認基準等について(平成13年9月27日企国発第18号)	「確定拠出年金の企業型年金規約に係る規約の承認基準等について」の一部改正について (平成26年3月24日年企発0324第4号)
————	厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて (昭和42年3月28日年企発第20号)	「厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて」等の一部改正について (平成26年3月24日年発0324第5号)
————	企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について (平成17年7月5日年企発第0705001号)	

(注)厚生年金基金に係る厚生年金保険法第七十八条の二に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認基準について(平成17年8月9日年発0809001号)は、廃止。

3. 解散認可基準の緩和

- 存続基金の解散に係る代議員会の議決要件が、代議員の定数の**4分の3以上から3分の2以上**に緩和されます。
【健全化法附則第5条第2項による読み替え】
- この緩和措置は、解散だけでなく、「合併」「分割」「権利義務の移転・承継」「将来返上」にも適用されます。
- 解散および将来返上の認可申請に係る事前手続(同意)要件および理由要件は、下表の通り**2013(平成25)年10月1日から前倒しで施行**されています。【解散・移行認可基準 第1・2】

(注)代議員会の議決要件の緩和は、健全化法施行日(2014(平成26)年4月1日)から適用。

	改正前 (2013(平成25)年9月30日まで)	改正後 (2013(平成25)年10月1日以降)
事前手続要件	全事業主の 4分の3以上 の同意	全事業主の 3分の2以上 の同意
	全加入員の 4分の3以上 の同意	全加入員の 3分の2以上 の同意
理由要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 設立事業所の経営状況の著しい悪化 ● 掛金の著しい上昇による負担困難 ● 加入員数の減少 など 	(全廃)

- 将来返上の認可申請の際に、**基金を将来解散する旨の同意**を事業主、加入員および労働組合から併せて得ている場合は、当該同意は**解散認可申請時においても有効**とされます。
- 労働組合の同意条件ならびに給付減額の同意要件については、今般の制度改正では変更されていません。

4. 最低責任準備金(2) ~算定方法の見直し(精緻化)

- 最低責任準備金の算定方法の見直し(精緻化)措置として、「代行給付費の算定方法の見直し」ならびに「厚生年金本体の実績利回りの適用時期のずれ(期ずれ)の補正」等の措置が実施されます。【政令第5条、告示③】
- 財政運営(解散・代行返上計画を除く)においては、8号方式による代行給付費の算定では「年齢別3段階係数」、期ずれは「補正後」の使用が原則となります。なお、2013(平成25)年度財政決算では改正前の基準(「一律0.875」および「期ずれ補正前」)を用いるほか、2013(平成25)年度末を基準日とする財政計算においては改正前および改正後いずれかの基準を選択適用することが認められています。 **NEW**

代行給付費の算定方法の見直し	8号方式の係数の補正	一律適用(0.875)から、受給者の年齢区分に応じた3段階設定に変更 (2005(平成17)年4月まで遡及可)			
		前月末年齢	64歳以下	65歳以上 74歳以下	75歳以上
		率	0.69	0.96	1.00
	みなし7号方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 在職老齢年金および雇用保険との調整については実績を用い、それ以外については一定率(0.998)を用いて算出(1999(平成11)年10月まで遡及可) ● 解散・代行返上時にのみ使用可(財政計算等(解散・代行返上計画を除く)では使用不可) 			
厚生年金本体の実績利回りの適用時期のずれの補正	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生年金本体の運用実績利回りをそのまま使用(期ずれの補正) ● 厚生年金特別会計の年金勘定の決算が確定していない年度は、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が四半期ごとに公表する公的年金の運用結果を使用 				
政府負担金に係る差額調整	<ul style="list-style-type: none"> ● 2005(平成17)年4月1日から解散日までの政府負担金について、0.875で算定したものと年齢別3段階係数で算定したものの差を最低責任準備金から控除可能 ● 解散・代行返上時および解散・代行返上計画(⇒36~38ページ)において使用可能 				

4. 最低責任準備金(3) ~解散時の最低責任準備金

- 施行日から5年以内に認可申請を行った基金が通常解散、特例解散または代行返上を行う際の最低責任準備金の算定においては、前述の精緻化措置の適用の有無を比較・選択することが可能です。
- なお、一部の選択肢の使用については、代議員会の議決が必要となります。【告示③】 **NEW**

		通常解散・代行返上		特例解散				
		最低責任準備金		最低責任準備金		減額最低責任準備金		
		期ずれ補正前 ^(※4)	期ずれ補正後	期ずれ補正前 ^(※4)	期ずれ補正後	期ずれ補正前 ^(※4)	期ずれ補正後	
代行給付費の算定方法 ^(※2)	7号方式 ^(※3)	△	○	△	△	△	△	
	みなし7号方式 ^(※4)	△	○	△	△	△	△	
	8号方式 ^(※4)	年齢区分別3段階係数	△	○	△	△	△	△
		一律係数(0.875)	△	△	△	△	△	△

(※1) 「○」を原則とするが、健全化法施行日から5年間に限り「△」も選択可能。

(※2) 代行給付費の算定方法は、一つの方式を継続して使用すること(毎月の変更は不可)。ただし、簡便な方式からより精緻な方式への変更は可能。

(※3) 代行給付費の算定方法のうち「7号方式」は、過去に採用実績がなく実務負担も大きいため、現実的な選択肢にはなり得ないものと考えられる。

(※4) 代議員会での議決が必要な場合は、以下の通り。

- 期ずれ補正前の利回りを使用する場合
- みなし7号方式を使用する場合
- 8号方式で、2005(平成17)年4月から2014(平成26)年3月までの間は年齢区分別3段階係数を、2014(平成26)年4月以降は0.875をそれぞれ使用する場合
- 政府負担金に係る差額調整(⇒14ページ)を行う場合
- 解散計画を提出し納付猶予特例により解散する際に、計画提出時から解散認可時までの代行割れ部分に係る付利利率を10年国債利回りとする場合

4. 最低責任準備金(4) ~最低責任準備金の前納(先行返還)

- 存続基金は、将来返上認可を受けることにより、最低責任準備金の全部または一部を前納することができます。
【健全化法附則第10条、政令第7・8条、告示③ 1.19、特例解散通知 第1.4、解散・移行認可基準 第4.2】

申請書	記載事項 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 前納する旨 ● 前納する金額 ● 将来返上認可年月日 および 解散・代行返上予定日 ● 添付書類の名称
	添付書類 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 前納する金額を算出した根拠となる書類 ● 前納することを議決した代議員会議事録 ● 納付すべき金額を定めた規約
前納額の基準 NEW		<ul style="list-style-type: none"> ● 「年金給付等積立金から前納額を控除した額」が、「前納日から解散(消滅)日までの間における代行給付に充てるべき積立金の額」を上回るものであること ● 解散・代行返上予定日における最低責任準備金の範囲内となっていること ● 納付額および給付に充てる必要額は、一定の前提をおいて基金で決定する(規約で定める)
前納額の還付		<ul style="list-style-type: none"> ● 財産目録等の承認により最低責任準備金が確定した時点で、前納された額が最低責任準備金を上回った場合、存続基金に当該差額を還付する ● 還付手続は、厚生労働省から送付される還付請求書により行う ● 解散・代行返上までの間の給付に必要な積立金が不足しても、前納分の返還はできない
利息分の控除		前納された額に係る前納日から解散日までの利息相当分は、国への納付は不要
その他		<ul style="list-style-type: none"> ● 健全化法施行前に将来返上の認可を受けていても前納は可能 ● 複数回に分けて前納することも可能 ● 物納(⇒17ページ)による前納は不可

4. 最低責任準備金(5) ~最低責任準備金の物納/最低責任準備金の確定

- 存続基金は、一定の要件を満たすことにより、最低責任準備金の一部について、債券、株式その他の有価証券等により物納することが可能です。【健全化法附則第9条、政令第6・15・27条】

物納の申請時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 解散認可申請と同時 ● 清算計画(⇒24ページ)の承認申請と同時 ● 解散命令による解散後速やかに
---------	---

- 存続基金の解散により国に納付する最低責任準備金(または減額最低責任準備金)は、厚生労働大臣による財産目録等の承認により確定します。【特例解散通知 第1.6】

未収掛金の取扱い NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 解散認可申請時における未収掛金は、確実に回収が見込まれる債権のみを計上し、滞納処分を行っても回収が見込めないものは速やかに不納欠損処理を行う ● 未収掛金の整理は、財産目録の承認申請までに滞納処分を含め速やかに完了させる ● 財産目録等の承認までに未収掛金が確定しない場合は、当該未収掛金の金額を0として財産目録等を作成することが可能。なお、承認申請後に当該未収掛金の徴収を決定した場合は、財産目録等承認申請書に、「当該徴収する旨を決定した代議員会の議事録」「承認申請後に未収掛金相当額を徴収することとした理由」「設立事業所名」「未収掛金相当額」「完済予定日」を記した文書を添付すること
解散時点で償還できない資産の取扱い NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 解散時点で償還できない資産を保有している場合は、速やかにこれを整理し、財産目録の承認申請を行う ● 速やかに整理できないやむを得ない事情がある場合には、当該資産額を0として財産目録等を作成することが可能。この場合、財産目録等承認申請書に、「金額を0とした資産の名称」「当該資産の償還予定額・償還予定年月日」「速やかに整理できない理由」を記した文書を添付すること
財産目録承認後の分配金等の取扱い NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 財産目録の申請後、「未収掛金相当額の徴収」「償還金等の支払い」「損害賠償裁判等の判決の確定による分配金」を受けた場合は、速やかに設立事業所に分配し、清算結了事務を行う ● 当該清算事務に係る経費および分配金の分配方法等について、あらかじめ規約に定めること

5. 特例解散の見直し(1) ～申請前の事前準備①

- 施行日から5年間の時限措置として実施される特例解散措置の承認申請に係る事前手続等は、以下の通りです。
【省令第19・22条、特例解散通知 第1、第2.2、第3.2】

標準的な スケジュール NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体的なスケジュールは、「特例解散通知」別紙の通り ● 申請から承認等までの標準的処理時間は、概ね3ヶ月とするが、当該申請等の内容を補正するため、さらに期間を要する場合あり得る 	
申請の条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 代議員会において解散の方向性を議決した基金であること ● 申請日前1月以内現在における年金給付等積立金が最低責任準備金を下回っていること 	
解散に向けた 将来返上認可	<ul style="list-style-type: none"> ● 記録整理を速やかにするため、あらかじめ将来返上の認可を受けることが望ましい ● 将来返上したものの特例解散が認められない場合にあっては、通常解散を行うものとなる 	
事前確認 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例措置の承認要件の適合の可否等について、厚生労働省に事前に確認を求めることができる ● なお、第三者委員会への意見聴取に当たっての準備が完了できた旨を確認するものであり、特例措置の承認等を厚生労働省が約束するものではない 	
事前確認届出書 の記載内容 NEW	【参考様式1】	<ul style="list-style-type: none"> ● 希望する特例措置(納付額特例、納付計画による納付) ● 特例措置を希望する理由 ● 設立事業所確認のための適用事業所情報提供希望の有無
添付書類 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請日の属する月前2年間に適正な掛金を徴収していたことを証する書類【様式第4号その1】 または 省令の規定により算出した掛金水準およびその算出基礎を示した書類【様式第4号その2】 ● 給付抑制のために必要な措置を講じていたことを証する書類【様式第5号】 ● 減額最低責任準備金およびその算出基礎を示した書類【様式第6号】 ※納付額特例を希望する場合のみ ● 事業主ごとの最低責任準備金の負担方法を説明した書類 ※納付計画を希望する場合のみ ● 特例措置による解散の方向性を決議した代議員会の議事録 	

5. 特例解散の見直し(1) ～申請前の事前準備②

記録整理の仮完了 NEW		<ul style="list-style-type: none"> 申請を行うためには、存続基金の加入員等に係る記録整理が仮完了していることが必要 仮完了とは、基金における加入員記録等の整理が終了し、企業年金連合会との加入員記録等の検証の終了を経て、申請前突合を1度以上実施し、不備記録を基金が修正した後の状態をいう 年金局企業年金国民年金基金課は、連合会から申請前突合を行った旨の連絡を受けた場合には、その旨を地方厚生(支)局に連絡することとする
設立事業所の整理		規約に記載されている設立事業所の内容と日本年金機構が保有する厚生年金適用事業所情報とを突合し、不一致があった場合は、必要に応じ設立事業所の調査を行い、現存していない事業所については 規約変更によりあらかじめ整理 すること
解散認可申請との関係	時期	<ul style="list-style-type: none"> 納付額特例と納付計画を併せて申請する場合には、原則として同時に行うこと 特例措置に係る申請は、原則として解散認可の申請と同時に行うこと
	規約変更 NEW	<p>特例措置に係る下記の規約変更の認可申請は、解散の認可申請までに行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金が解散後に徴収することとなる掛金(事務費相当分を含む)の算出方法など清算に必要となる事項 設立事業所の事業主ごとの最低責任準備金の負担方法 納付計画を提出しない事業主(基金一括納付対象事業主)を連帯債務の対象とする場合(⇒31ページ)において、当該基金一括納付対象事業主が事業を廃止した場合の、当該負担額に係る他の一括納付対象事業主ごとの負担方法 財産目録承認申請時に未収債権等がありこれらを0として財産目録が承認された後、これらの未収債権等を徴収した場合の事業主への分配方法・経費負担方法
	方針変更	特例解散から通常解散(またはその逆)へ方針を変更する場合には、その旨を厚生局に報告すること NEW
上乗せ給付の支給停止		<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の承認等申請日(清算型基金の場合は指定日)の属する月の翌月支給分から支給を停止 事業主、加入員および受給者等へ周知するという観点から、速やかに規約変更を行うことが望ましい
解散認可時期 データ移管時期		<ul style="list-style-type: none"> 代行給付の国からの支給は、解散認可日の属する月の翌月分以降から開始されるため、当該支給に係る処理に要する期間等を考慮し、解散認可日は、偶数月の場合は当月上旬まで、奇数月の場合は当月末日までを原則とする 基金による記録整理が完了していなくても、解散認可日から2週間経過したときは、当該時点の加入員等に係る記録を日本年金機構に移管する

5. 特例解散の見直し(1) ～申請前の事前準備③

受給者等への周知	受給者等に対し、あらかじめ次の事項を周知すること。ただし④については、基金の記録整理の状況等を勘案し、各基金の判断により必要に応じ周知することとしても差し支えない。
上乗せ給付の支給停止	<ul style="list-style-type: none"> ① 自主解散型基金においては、特例措置の承認等の申請をした日の属する月の翌月から支給停止となること(基金は、当該申請をした場合は、速やかに支給停止通知を送付する) ② 清算型基金においては、清算型基金の指定を受けた日の属する月の翌月から支給停止となること(基金は、当該指定を受けた場合は、当該支給停止が反映される初回の老齢年金給付支給日までに支給停止通知を送付する)
代行相当給付の支給継続	<ul style="list-style-type: none"> ③ 特例措置の承認を受けて解散した場合、代行相当給付が国から支給されること ④ 記録整理の状況によっては、国からの代行相当給付の支給が遅れることがあり得ること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 代行給付の支払は、国からの支払に係る口座に行われること ⑥ 受給者等からの問合せ先は、各基金(解散認可日後は設立事業所の事業主も含む)とすること
厚生労働大臣による公表	<p>厚生労働大臣は、特例措置の承認等をした場合は、次の事項を1ヶ月以内に厚生労働省ホームページにおいて公表する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基金の名称 ● 最低責任準備金および減額最低責任準備金 ※納付額特例の場合 ● 最低責任準備金ならびに納付計画に記載された猶予を受けようとする期間および額 ※納付計画の場合
同意要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 代議員会の議決1月以内現在における全事業主の3分の2以上の同意 ● 代議員会の議決1月以内現在における全加入員の3分の2以上の同意 ● 代議員会の議決前における、全受給者に対する十分な説明 ● 設立事業所ごとに加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意(当該労働組合が複数あるときは、その4分の3以上の同意)
議決要件	代議員会において代議員定数の3分の2以上の多数による議決

5. 特例解散の見直し(2) ～提出書類等①

- 申請書の記載事項は、以下の通りです。【特例解散通知 第2.3、第3.3】 **NEW**

	記 載 内 容	納付額 特例	納付計画
基金	特例措置を関係書類を添えて申請する旨	○	○
	申請の理由	○	○
	解散しようとする日における年金給付等積立金	○	○
	解散しようとする日における最低責任準備金	○	○
	解散しようとする日における減額最低責任準備金	○	
	解散しようとする日における設立事業所の納付猶予期間		○
	特例措置が認められない場合の解散認可申請の取扱い	○	○
	他の特例措置を同時に申請している場合には、その旨	○	○
	添付書類の名称	○	○
	解散認可または他の特例措置を同時に申請している場合、重複することとなる添付書類の名称 および添付先	○	○
	基金および設立事業所の事業主の納付計画の総括表【様式7】		○
	設立事業所が特別な事情により基金を経由せず納付計画の承認申請を行う場合の設立事業所 名、特別な事情および申請書提出予定日		○
	他の企業年金制度への移行について		○
	当初納付計画の金額と責任準備金確定額の差額の設立事業所への分配および端数金額の整理 方法(当該分配方法等を規定した規約を添付)		○
事業主	基金名称、基金番号		○
	設立事業所の名称、所在地、事業主氏名		○
	管轄年金事務所		○
	管轄年金事務所が管理している事業所整理記号および事業所番号(納入告知書に記載のもの)		○
	添付書類の名称		○

5. 特例解散の見直し(2) ～提出書類等②

- 申請書の添付書類は、以下の通りです。【省令第19・22条、特例解散通知 第2.3、第3.3】 **NEW**

	添 付 書 類	納付額 特例	納付計画	
基金	申請日前1ヶ月以内の財産目録【様式第1号】	○	○	
	申請日前1ヶ月以内の貸借対照表【様式第2号】	○	○	
	年金数理人の確認書 【様式第2号の2】	【様式第3号】に関するもの	○	
		【様式第4号その2】に関するもの	○	○
		【様式第6号】に関するもの	○	○
	最低責任準備金およびその算出基礎を示した書類【様式第3号】	○	○	
	申請日の属する月前2年間に適正な掛金を徴収していたことを証する書類【様式第4号その1】 または 省令の規定により算出した掛金水準およびその算出基礎を示した書類【様式第4号その2】	○	○	
	給付抑制のために必要な措置を講じていたことを証する書類【様式第5号】	○	○	
減額最低責任準備金およびその算出基礎を示した書類【様式第6号】	○			
設立事業所の 事業主	年ごとの金額の支払予定月および金額【様式第10号】 (支払額は年単位で記載、支払予定日は月末)		○	
	設立事業所の事業主の収支状況を示す書類【様式第11号】		○	
【追加】 清算未了 特定基金型 納付計画 の場合	清算未了特定基金の同意書【参考様式6】 (清算未了特定基金が猶予額を納付できないやむを得ない理由を記載)		○	
	旧特例解散措置における納付計画書および事業主が負担することとなっていた額が確認できる書類		○	
	清算未了特定基金が事業主から徴収した金額が確認できる書類		○	

5. 特例解散の見直し(3) ～第三者委員会における適用条件等の審査

- 存続基金が特例解散をするにあたり、法令に定める認定・承認要件に該当するか否か等を調査審議し、厚生労働大臣に意見述べるための第三者委員会が、社会保障審議会企業年金部会の下に設置されます。 **NEW**

委員会名	厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会(仮称)
委員会の構成	<ul style="list-style-type: none">● 委員長 … 社会保障審議会企業年金部会委員の中から部会長が指名する ※森戸英幸部会長代理(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)が就任● 委員 … 有識者、専門職等(労使の協力も得て人選)
開催頻度	<ul style="list-style-type: none">● 概ね月に1回程度開催することを予定● 委員会の開催状況等については、定期的に部会に報告される
情報開示	<ul style="list-style-type: none">● 委員会の調査審議は非公開とする● 議事録および配布資料は非公開とするが、次に掲げる事項は公開される<ol style="list-style-type: none">① 会議の日時・場所② 出席した委員の氏名(代理者が出席した場合はその旨を含む)③ 特例解散の申請をした厚生年金基金の名称④ 委員会の議事の要旨

5. 特例解散の見直し(4) ～清算型基金の指定①

- 清算型基金の指定に係る詳細は、以下の通りです。【健全化法附則第19条、省令第27条】

指定時期	2013(平成25)年度決算から2017(平成29)年度決算まで (公表時期は、2014(平成26)年秋頃から2018(平成30)年秋頃まで)	
指定要件	(⇒25ページご参照)	
第三者委員会	あらかじめ 第三者委員会 の意見を聴かなければならない	
指定を受けた場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来返上 ● 上乗せ給付の全額支給停止(指定日の属する月の翌月から) ● 清算に関する計画(清算計画)の提出 	
清算計画	記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 清算型基金の解散に必要な行為が完了すると見込まれる日 ● 特例措置(納付額特例・納付計画)の申請をする意思の有無 ● 清算人の氏名(名称)および住所
	申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 代議員定数の3分の2以上の多数による議決を経て厚生労働大臣に提出 ● 清算計画の承認申請をする際に、特例措置に係る承認等を同時に申請することができる
清算型基金に対する改善命令等 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定要件を満たす基金であっても、今後の基金の方向性について適切な検討が行われていない場合には、基金として取り得る選択肢を事業主・加入員等に提示した上で、今後の方向性について検討することを求め、必要に応じて、報告徴収および改善命令等を行う ● 清算型に指定された場合は、事業主・加入員・受給者に清算型に指定されるに至った基金の財政状況を説明することを求めるとともに、必要に応じて、基金役員の改任命令等を行い、基金の運営責任を問うこととする (出所)第2回社会保障審議会企業年金部会(2013年12月18日開催)資料2「厚生年金基金制度改正の施行に向けた検討内容」P.22 	
解散時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 清算型基金の指定を受けた後、清算計画について厚生労働大臣の承認を受けたときに、代議員会の議決を経ずに解散する 	

5. 特例解散の見直し(4) ～清算型基金の指定②

- 清算型基金の指定要件は、以下の通りです。【政令第18条、省令第20・21条】

積立要件	純資産額が「最低責任準備金×0.8」を下回ること
事業の継続が極めて困難な状況	<p>成熟度が高いこと（以下①～③のいずれかに該当）</p> <p>① 前事業年度において、給付費(年金・一時金)が掛金収入(掛金・徴収金)を上回っていること</p> <p>② 基金設立以来、代行保険料率が免除保険料率を上回ったことがあること</p> <p>③ 指定日において、受給権者(存続基金の加入員を除く)の数が加入員の数を上回っていること</p>
業務の運営に係る相当の努力	以下(1)および(2)のいずれにも該当すること
	<p>以下①②のいずれかに該当すること</p> <p>① 指定前2年間に於いて、適正な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収していること</p> <p>② 指定前2年間に於いて、給付水準調整後の基金のプラスアルファ部分の掛金水準が、全基金の平均的なプラスアルファ部分の掛金水準を上回っていること</p> $\frac{\text{実際に徴収した掛金額}}{\text{標準報酬月額および標準賞与額の総額}} \times \frac{1.4^{(\ast 1)}}{1+\text{プラスアルファ}} - \frac{\text{免除保険料の総額}}{\text{標準報酬月額および標準賞与額の総額}} > \frac{26^{(\ast 2)}}{1000}$ <p>(※1) 2009(平成21)年度における実績を使用 (※2) 2009(平成21)年度における実績を使用</p>
(2)給付費用の抑制	<p>以下①～③のいずれか(またはこれと同等の措置)に該当すること</p> <p>① 給付水準の引下げ</p> <p>② 選択一時金の停止（加算型の場合）</p> <p>③ 代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用（代行型の場合）</p>

5. 特例解散の見直し(5) ～納付額特例

- 最低責任準備金の減額の認定(納付額特例)における要件の詳細は、以下の通りです。
【健全化法附則第11・20条、政令第9・10・20条、省令第20・21条、特例解散通知 第2.1】

第三者委員会	あらかじめ 第三者委員会 の意見を聴かなければならない (清算型基金は、指定時(⇒24ページ)に意見聴取を実施)
認定要件	業務の運営について 相当の努力 をしたこと (以下(1)および(2)のいずれにも該当すること)
	<p>以下①②のいずれかに該当すること</p> <p>① 申請前2年間において、適正な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収していること</p> <p>② 申請前2年間において、給付水準調整後の基金のプラスアルファ部分の掛金水準が、全基金の平均的なプラスアルファ部分の掛金水準を上回っていること</p> $\frac{\text{実際に徴収した掛金額}}{\text{標準報酬月額および標準賞与額の総額}} \times \frac{1.4^{(*)1}}{1+\text{プラスアルファ}} - \frac{\text{免除保険料の総額}}{\text{標準報酬月額および標準賞与額の総額}} > \frac{26^{(*)2}}{1000}$ <p>(※1) 2009(平成21)年度における実績を使用 (※2) 2009(平成21)年度における実績を使用</p>
(2)給付費用の抑制	<p>以下①～③のいずれか(またはこれと同等の措置)に該当すること</p> <p>① 給付水準の引下げ</p> <p>② 選択一時金の停止 (加算型の場合)</p> <p>③ 代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用 (代行型の場合)</p>
納付額(特例額)	<p>減額最低責任準備金(以下のうちいずれか大きい方の額) ※現行額との丈比べあり(⇒15ページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基金設立時から厚生年金本体の実績運用利回りを用いて計算した最低責任準備金 ● 年金資産(年金給付等積立金)

5. 特例解散の見直し(6) ～納付計画(納付猶予特例)①

- 納付計画(納付猶予特例)の承認に係る詳細は、以下の通りです。

【健全化法附則第12～15・21・22条、政令第12・23条、省令第22～25条、特例解散通知 第3】

納付計画の 記載事項 NEW	基金	① 解散をしようとする日 ② 解散時に基金が納付する年金給付等積立金 ③ 納付計画の承認の申請日までの業務の状況に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 基金の運営に要する費用を抑制するために講じた措置 ● 掛金増加による代行割れの解消が困難と見込まれる理由 ④ 清算終了までの間の納付計画に基づく事務その他の清算に係る事務の執行に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 清算人および清算基金の職員の氏名、業務分担体制および勤務体制 ● 清算基金の連絡先 ⑤ 納付の猶予を受けようとする金額に係る設立事業所の事業主ごとの負担方法
	事業主	① 納付すべき額 ② 納付の猶予を受けようとする期間および額(額は年単位で分割) ③ 納付の猶予を受けようとする期間が5年を超える場合は、その理由 ④ 基金解散後に企業年金制度等(DB・DC・中退共)を実施する場合はその概要(掛金、給付設計、償却期間)
第三者委員会	あらかじめ 第三者委員会 の意見を聴かなければならない。	
納付期間	5年以内 (やむを得ない理由がある場合は 10年以内)	
承認要件	業務の運営について 相当の努力 をしたこと (⇒32ページご参照)	
納付期間延長の認定要件	業務の運営について 著しい努力 をし、かつ、 事業の継続が極めて困難な状況 にあること (⇒33ページご参照)	

5. 特例解散の見直し(6) ～納付計画(納付猶予特例)②

<p>納付額</p>	<p>最低責任準備金(または減額最低責任準備金) = ①基金が納付すべき額 + ②各事業主が納付すべき額の合計額</p>
<p>①基金</p>	<p>年金給付等積立金</p>
<p>②事業主</p>	<p>最低責任準備金(または減額最低責任準備金)から年金給付等積立金の額を控除した額</p>
<p>承認通知書の送付 NEW</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 納付計画が承認された場合は、年金局から納付計画承認通知書(各設立事業所の事業主ごとの納付計画承認通知書を含む)が基金に送付される ● 財産目録等の承認により最低責任準備金が確定した場合は、年金局から当該確定時点で補正後の納付計画書および納付猶予通知書が設立事業所に送付される ● 別途、日本年金機構から納入告知書(事業主が納付すべき額が記載)および分割納付書(年ごとの金額の支払期月および支払額に基づき作成)が設立事業所に送付される(基金からこの旨を周知すること)
<p>最低責任準備金の確定に伴う額の補正 NEW</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 基金は、記録の最終確定に伴い発生する最低責任準備金の差額について、あらかじめ規約に定められた設立事業所の負担割合で算出した設立事業所ごとの補正金額を報告する ② 厚生労働省年金局は、①の報告に基づき納付計画を補正する。補正額の調整は、原則として納付計画の最終年で行う ③ 基金は、「厚生労働省年金局において納付計画の補正が行われること」および「当該補正金額の調整の振り分けを希望する場合は、納付計画の変更の申請により対応が可能であること」を事前に設立事業所に説明しておくとともに、「補正後の納付計画は年金局から直接送付されること」をあらかじめ周知する ④ 特例措置の承認後に分配金等があった場合には、基金は、①の報告時に当該分配金を加味して補正金額の報告を行う
<p>設立事業所が事業を廃止した際の取扱い NEW</p>	<p>特例措置の申請から認定・承認までの間に事業を廃止した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業廃止の旨を速やかに地方厚生局に連絡し、事業を廃止した事業所の事業主以外の事業所の事業主の納付計画の補正および再提出を行う <p>納付計画の承認から財産目録等の承認申請までの間に事業を廃止した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業廃止の旨を速やかに地方厚生局に連絡(廃止事業所の納付計画の承認は取消) ● 基金一括納付対象事業主が事業を廃止した場合は、速やかに滞納処分等を行い早期に徴収金の回収を図り、債権債務を確定すること

5. 特例解散の見直し(6) ～納付計画(納付猶予特例)③

納付計画の変更	<ul style="list-style-type: none"> ● やむを得ない理由がある場合は、納付計画の変更を申請することができる ● 開始当初から10年以上の納付猶予を希望する場合は、納付計画の承認申請と変更申請を同時に行うことができる
納付期間	最長15年(承認時の認定(⇒33ページ)を受けた場合は最長30年)
第三者委員会	あらかじめ第三者委員会の意見を聴かなければならない
事業主への説明事項 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 納付計画の変更が見込まれる場合は、早めに手続きをとる必要があること ● 納付計画どおりに納付できなかった徴収金を次年に納付するためには、当該未納となった徴収金を含めた納付計画の変更を速やかに提出しなければならないこと ● 納付計画の変更申請が不承認となった場合には、従来の納付計画に基づく納付を行うこと(納付計画の再申請は3ヶ月以内に一度だけ行えるものであること)
提出先	管轄年金事務所
申請書の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 納付計画の変更について関係書類を添えて申請する旨 ● 納付計画の変更の内容および理由 ● 添付書類の名称
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 年ごとの金額の支払予定月および金額【様式第10号】(年単位で年間支払額を記録、支払予定日は月末) ● 猶予期間内に納付できないやむを得ない理由およびその根拠を示す書類【様式第11号】 ● 変更する納付計画が合理的でない場合は、その理由の根拠を示す書類【様式第11号】
NEW 変更後の納付計画の記載事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 設立事業所の事業主が納付すべき額 ② 納付の猶予を受けようとする期間および額(最初に承認されたもの) ③ 猶予を受けようとする額(年を単位として分割した額)

5. 特例解散の見直し(6) ～納付計画(納付猶予特例)④

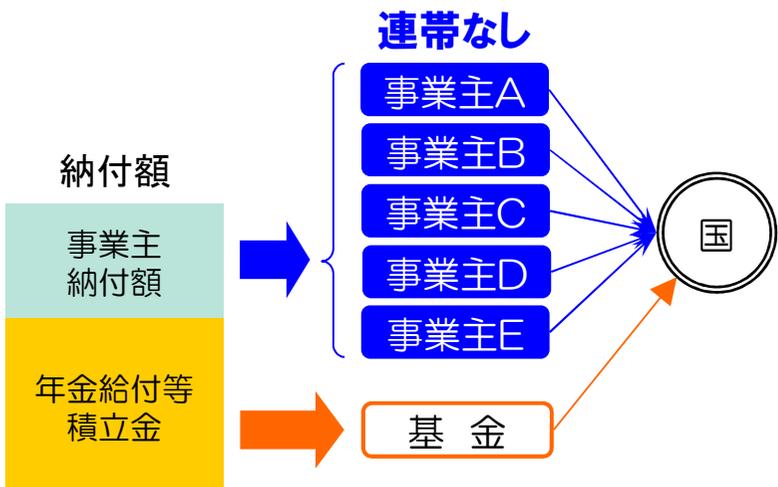
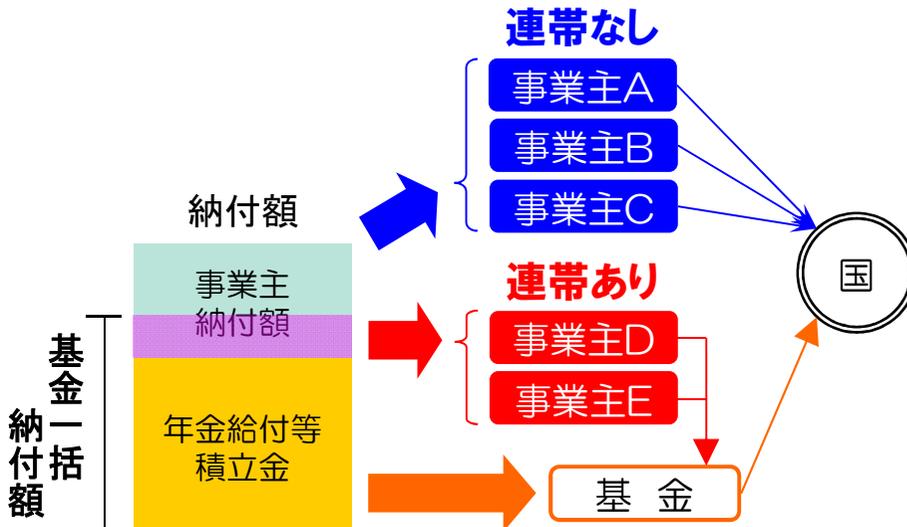
<p>承認要件</p> <p>NEW</p>	<p>以下①②のいずれの要件にも適合すること</p> <p>① 設立事業所の収支状況・経営状況から見て、変更後の納付計画に基づく納付が可能であると認められること</p> <p>② 変更後の納付計画における納付猶予額の年ごとの設定が合理的(均等割あるいは時間の経過とともに納付額が減少する設定など)であると認められること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外の方法による設定については、合理的と認められる理由が求められるとともに、必要があれば根拠書類により確認される ● 厚生年金本体のリスクに配慮し、特に、猶予期間が長期にわたる場合は、上記の合理的な設定を基本とすることとする
<p>承認通知書の送付</p> <p>NEW</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 納付計画の変更が承認された場合は、納付計画変更承認通知書と必要に応じ納付猶予期間変更通知書および変更後の納付計画に基づいた納付書が設立事業所の事業主に送付される ● 納付計画変更の申請から変更後の納付書の送付までは一定期間を要することから、この間の徴収金の納付については管轄年金事務所とよく相談するよう事業主を指導すること
<p>納付計画の変更要請</p>	<p>厚生労働大臣は、基金の財産の状況その他の事情の変化により必要があると認められるときは、納付期間の短縮その他の納付計画の変更を求めることができる</p>
<p>納付計画の承認の取消し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働大臣は、下記要件に該当する事業主の納付計画の承認の取消しができる ● 納付計画が取り消されると、残額を一括納付することとなる
<p>取消要件</p> <p>NEW</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 納付計画に基づいた納付額が猶予期間内に納付されなかったとき(納付計画どおり納付できなかった年の次年において、当該未納となった金額を含めた納付計画の変更の承認申請が速やかに行われなかった場合) ● 厚生労働大臣からの納付計画の変更要請に応じないとき ● 設立事業所の倒産など、今後納付計画どおり納付することができないと認められる場合
<p>取消通知の送付</p> <p>NEW</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 納付計画が取り消されると、納付計画の取消通知および納付猶予の取消通知が設立事業所の事業主に送付されるとともに、管轄年金事務所による滞納処分が行われる ● 残額の一括納付ができない場合は滞納処分による差押えが行われることもあることから、納付計画どおり納付することを徹底するとともに、納付が困難な状況になった場合は速やかに管轄年金事務所に相談し納付計画の変更を提出するよう事業主を指導すること

5. 特例解散の見直し(6) ～納付計画(納付猶予特例)⑤ 連帯債務の見直し

- 納付計画の承認(連帯なし)を受けるためには、すべての事業主が納付計画を提出することが原則ですが、円滑な解散を促進する観点から、一部事業主(連帯あり)が基金と共同して国に納付する特例も認められます。

【政令第16・28条、特例解散通知 第3(冒頭)】

NEW

原 則	特 例
<ul style="list-style-type: none"> ● 全事業主が納付計画を提出すること(連帯なし) ● 年金給付等積立金は基金が国に納付、残額(事業主が納付すべき額)は事業主が国に納付 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金給付等積立金は基金が国に納付、納付計画を提出した事業主は各々の負担額を国に納付(連帯なし) ● 納付計画を提出しない事業主(一括納付型事業主)の負担分は、基金が回収のうえ国へ一括納付(連帯あり) 

5. 特例解散の見直し(6) ～納付計画(納付猶予特例)⑥ 承認要件

- 納付計画の承認要件は、以下の通りです。【政令第12・23条、省令第20・21・24条、特例解散通知 第3.1】

業務の運営に係る相当の努力	業務の運営について 相当の努力 をしたこと（以下(1)および(2)のいずれにも該当すること）
	<p>以下①②のいずれかに該当すること</p> <p>① 申請前2年間に於いて、適正な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収していること</p> <p>② 申請前2年間に於いて、給付水準調整後の基金のプラスアルファ部分の掛金水準が、全基金の平均的なプラスアルファ部分の掛金水準を上回っていること</p> $\frac{\text{実際に徴収した掛金額}}{\text{標準報酬月額および標準賞与額の総額}} \times \frac{1.4^{(\ast 1)}}{1+\text{プラスアルファ}} - \frac{\text{免除保険料の総額}}{\text{標準報酬月額および標準賞与額の総額}} > \frac{26^{(\ast 2)}}{1000}$ <p>(※1) 2009(平成21)年度における実績を使用 (※2) 2009(平成21)年度における実績を使用</p>
(2) 給付費用の抑制	<p>以下①～③のいずれか(またはこれと同等の措置)に該当すること</p> <p>① 給付水準の引下げ</p> <p>② 選択一時金の停止（加算型の場合）</p> <p>③ 代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用（代行型の場合）</p>
納付期間	納付期間が 5年以内 であること（やむを得ない理由がある場合は 10年以内 ）
事業主の 確実な納付 NEW	<p>以下①～③のいずれにも該当すること</p> <p>① 設立事業所の収支状況および経営状況から見て、納付の猶予を受けようとする額および期間の設定が合理的であると認められること(最長5・10・15・30年猶予のいずれに該当するかを主として判断)</p> <p>② 納付の猶予を受けようとする額の年ごとの設定が合理的(均等割あるいは時間の経過とともに納付額が減少する設定など)であると認められること</p> <p>③ 設立事業所の事業主の負担する金額が、負担方法その他の事情から見て適正(報酬総額あるいは加入員人数による按分方法など)であると認められること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ②③で上記以外の方法による設定を行う場合は、各々合理的あるいは適正と認められる理由が求められる ● ②③では、厚生年金本体のリスクに配慮し、各々合理的な設定あるいは適正な負担方法とすること

5. 特例解散の見直し(6) ～納付計画(納付猶予特例)⑦ 期間延長に係る認定要件

- 納付猶予開始後に期間を延長(最長30年)するため、計画の承認申請時に受ける認定の要件は、以下の通りです。
【政令第13・24条、省令第20・21条、特例解散通知 第4】

業務の運営に係る著しい努力		申請時の相当の努力(⇒32ページ)に加え、以下(1)～(3)のうち2つ以上に該当すること
	(1) 適正な掛金設定	<p>以下①②のいずれかに該当すること</p> <p>① 申請前2年間において、適正な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収していること</p> <p>② 申請前2年間において、給付水準調整後の基金のプラスアルファ部分の掛金水準が、全基金の平均的なプラスアルファ部分の掛金水準を上回っていること</p> $\frac{\text{実際に徴収した掛金額}}{\text{標準報酬月額および標準賞与額の総額}} \times \frac{1.36^{(*)1}}{1+\text{プラスアルファ}} - \frac{\text{免除保険料の総額}}{\text{標準報酬月額および標準賞与額の総額}} > \frac{26^{(*)2}}{1000}$ <p>(※1) 2011(平成23)年度における実績を使用 (※2) 2011(平成23)年度における実績を使用</p>
	(2) 給付費用の抑制	<p>以下①～③のうち2つ以上(またはこれと同等の措置)に該当すること</p> <p>① 給付水準の引下げ</p> <p>② 選択一時金の停止(加算型の場合)</p> <p>③ 代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用(代行型の場合)</p>
	(3) 事務コストの抑制	<p>基金の業務運営に要する費用の抑制など、年金給付等積立金を増加させるために必要な措置(上記(2)に掲げる措置を除く)を講じていること NEW</p>
事業の継続が極めて困難な状況		解散認可または清算計画の承認を受ける日までに、設立事業所に係る掛金の増加によって年金給付等積立金が最低責任準備金を上回ることが困難であると見込まれること

5. 特例解散の見直し(7) ～清算未了特定基金に係る納付計画

- 施行日から1年間の時限措置として、改正前の特例解散措置に基づき納付猶予中の基金(清算未了特定基金)の設立事業所の事業主は、清算未了特定基金型納付計画の承認を受けることにより、改正後の特例解散措置を受けることができます。【健全化法附則第30～32条、省令第28～30条、特例解散通知 第3.3(2)】

清算未了特定基金型納付計画の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 納付すべき額 ● 納付の猶予を受けようとする期間および額(額は年単位で分割) ● 実施している(もしくは実施する)企業年金制度等(DB・DC・中退共)の概要(掛金、給付設計、償却期間)
添付書類	(⇒22ページご参照)
第三者委員会	あらかじめ 第三者委員会 の意見を聴かなければならない
承認要件 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 納付期間が30年以内であること ● 設立事業所の収支状況および経営状況から見て、納付計画の期間の設定が合理的であると認められること ● 納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認められること ● 当初の納付計画での納付ができないやむを得ない理由があること
納付額	改正前の特例解散措置により作成した納付計画に基づく額 - 徴収済み額
その他	厚生労働大臣による公表(⇒20ページ)、承認通知書の送付(⇒28ページ)、納付計画の変更および取消し(⇒29・30ページ)、事業所間の連帯債務(⇒31ページ)については、清算型基金に準じた取扱いとなる

5. 特例解散の見直し(8) ～納付猶予に係る利息／被災地における特例

- 納付猶予に係る利息について、以下の通り規定されます。【告示⑨、⑪～⑬】

自主解散型加算金利率	当年度の4月に発行される10年国債応募者利回り				
清算型加算金利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記利回りが前年度の10年国債応募者利回りの平均を上回る場合は、当該平均の利率を用いる ● 解散計画(⇒36～38ページ)を提出し納付猶予特例により解散する基金には、計画提出時から解散認可時までの代行割れ部分に係る付利利率についても上記の利回りを用いる(納付額特例を用いる場合を除く) NEW 				
清算未了特定基金型加算金利率	同上				
調整利率	旧特例解散措置における加算金利率と同様(清算未了特定基金に適用)				
	2005(平成17)年	2006(平成18)年	2007(平成19)年	2008(平成20)年	2009(平成21)年以降の各年
	4.91%	2.73%	6.82%	3.10%	0%

- 施行日から1年間の時限措置として、東日本大震災に際し災害救助法が適用された区域(岩手・宮城・福島県)内に主たる事務所が所在する存続基金については、特例解散に係る認定・承認要件が以下の通り緩和されます。

【政令第31条】

納付額特例・納付計画(⇒26・32ページ)	「いずれにも該当」⇒「いずれかに該当」に緩和
納付計画の期間延長(⇒33ページ)	「2つ以上に該当」⇒「いずれかに該当」に緩和

6. 今後の財政運営(1) ～解散計画・代行返上計画①

- 施行日から5年以内に解散または代行返上を目指す存続基金は、「解散計画」または「代行返上計画」を提出することにより、従来の財政検証に代えて当該計画により定めた積立目標を達成することが可能かどうかの検証を行います。【省令第43～46条、財政運営基準 第3.8(2)、第4.6】

計画の基準	積立水準 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として、積立目標(⇒37ページ)に対する積立水準が低下しないものであること ② 代行割れ基金が解散計画を作成する場合は、上記①にかかわらず、最低責任準備金に対する積立比率が低下しないことまたは代行割れ金額が拡大しないものであること ③ 代行割れ基金が代行返上散計画を作成する場合は、上記①に加えて、代行返上予定日における純資産額が最低責任準備金を上回るものであること
	掛金水準	原則として、標準報酬総額(月額+賞与)に対する掛金総額の比率が低下しないものであること
添付書類		<ul style="list-style-type: none"> ● 年金数理に関する確認(年金数理人の確認および署名押印) ● 代議員会の会議録
申請時の手続		代議員会の議決を経て、計画の適用開始日までに管轄地方厚生(支)局長に提出
計画の変更 NEW	財政検証結果に基づく変更	積立目標との検証の結果、積立目標の達成が困難と見込まれる場合は、当該目標の達成が見込まれるよう計画を変更し、遅くとも当該財政検証の基準日の翌々日から起算して1年以内に当該計画を実施すること
	財政計算結果に基づく変更	財政再計算および変更計算を行うべき場合に該当し、当該財政計算に基づく掛金の適用日が解散計画等の適用開始日以後となる場合には、標準掛金のみの算定結果に基づいて計画を変更し、遅くとも当該財政計算の基準日の翌々日から起算して1年以内に当該計画を実施すればよいこと
	その他の変更	<p>下記の理由により積立目標の達成が困難と見込まれる場合は、当該目標の達成が見込まれるよう計画を変更・実施すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画の前提が著しく異なるに至った場合またはその後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合 ● 計画に基づく措置を講ずることが困難な状況が生じた場合 ● 設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合 ● その他計画の変更を行うことが適当と認められる場合

6. 今後の財政運営(1) ～解散計画・代行返上計画②

- 解散・代行返上計画の記載内容は、以下の通りです。【省令第44・46条、財政運営基準 第4.6(1)ア】

スケジュール		適用開始日、解散・代行返上予定日およびそれに向けた具体的スケジュール
積立目標		解散・代行返上予定日における責任準備金、最低責任準備金、最低積立基準額のいずれかに対する積立目標
事業および財産の現状		計画作成時点で確定している直前の決算年度の末日における実績
積立目標達成のために必要な具体的措置 NEW	必要な掛金	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、解散・代行返上予定日までの間、同じ掛金水準を設定すること ● 母体企業の経営状況等により掛金負担が極めて困難であると認められる場合は、掛金引上げの時期等を規約に定めることにより、定期的かつ引上げ幅が経年的に大きくならないよう段階的に掛金を引上げることは可能
	その他の措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 代議員会の議決を経た上で、具体的措置の内容および実施時期を記載 ● 基金および設立母体の実情や実施のための必要な期間等を考慮し、それらの見込みについて記載することは差し支えない
具体的措置に伴う財政の見通し NEW	純資産額	将来予測に用いる運用利回り：以下のうち最も高い率を上回らないものとする <ul style="list-style-type: none"> ● 基金の運用利回りの過去5事業年度の実績の平均(基金の予定利率を上限とする) ● 計画作成時の最低積立基準額の算定に用いる予定利率 ● 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り
	責任準備金	将来予測に用いる予定利率：基金の予定利率
	最低積立基準額	将来予測に用いる予定利率：以下のうち最も高い率を上回らないものとする <ul style="list-style-type: none"> ● 直近の財政検証で用いた予定利率 ● 財政検証の基準日の属する事業年度の翌事業年度の財政検証に用いる予定利率 ● 企業年金連合会の通算企業年金の予定利率を勘案して別に定める率
	最低責任準備金	将来予測に用いる予定利率：厚生年金の直近の財政見通しにおける予定運用利回り(実績が確定している期間については当該実績を用いる)
	加入員数	過去5事業年度の実績を用いて適切に見込むこと

6. 今後の財政運営(1) ～解散計画・代行返上計画③／プラスアルファ水準の改正

- 解散計画または代行返上計画の提出について、以下の特例措置が講じられています。 **NEW**

2012(平成24)年度の 財政検証等を踏まえ た対応	2012(平成24)年度末を基準日とする財政再計算を行う基金または2012(平成24)年度末を基準日とする財政検証に抵触し2014(平成26)年4月に掛金対応を行う必要がある基金においては、 2014(平成26)年4月末までに解散・代行返上計画を提出することにより 、掛金対応に代えて解散・代行返上計画に基づく財政運営を実施することができる。
代行割れ相当額に 係る最低責任準備金 の付利利率の特例	解散計画を提出し納付猶予特例により解散する基金には、計画提出時から解散認可時までの代行割れ部分に係る付利利率についても10年国債利回りをを用いる(⇒35ページ) (納付額特例を用いる場合を除く)

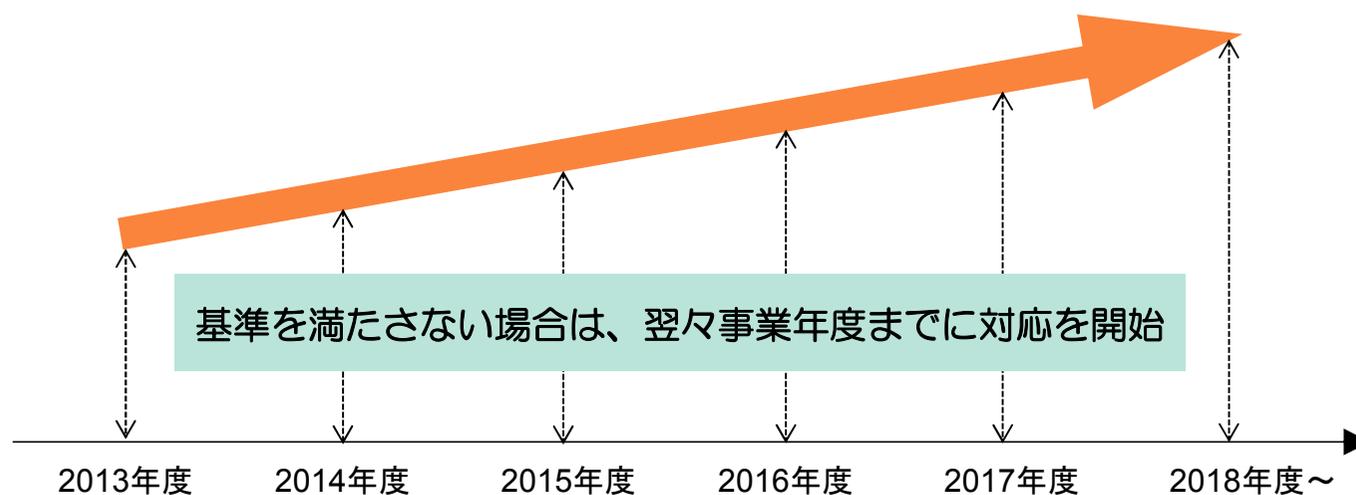
- 2005(平成17)年4月前に設立された基金におけるプラスアルファ水準の下限について、現行の「1割」から以下の通り改正されます。【設立認可基準 第8、設立認可基準取扱要領 第6.4】

	改正前	改正後
① 2014(平成26)年10月1日時点で3割を下回っている基金	1割	当該時点の水準
② 解散等方針議決報告書を提出した基金 NEW		1割
③ ①②以外の基金		3割

6. 今後の財政運営(2) ~存続基金の財政運営①

- 厚生年金基金を存続する場合、施行日から5年経過後に適用される存続基準に向けて、財政検証における最低責任準備金との比較水準が以下の通り段階的に上げられます。【財政運営基準 第3.8】

決算年度	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30) 以降
最低責任準備金	× 1.05	× 1.1	× 1.2	× 1.3	× 1.4	× 1.5
【参考】最低積立基準額	× 0.94	× 0.96	× 0.98	× 1.00	× 1.00	× 1.00



6. 今後の財政運営(2) ~ 存続基金の財政運営②

- 法施行後5年間は、存続基準に向けて早期に積立水準を回復させる観点から、非継続基準に抵触した場合の対応が以下の通り厳格化されます。【財政運営基準 第4.5(2)】 **NEW**

積立比率に応じた方法	現行	「最低積立基準額×0.8」に対する不足額は5分の1償却
	改正後	「最低積立基準額」と「最低責任準備金の一定倍」のいずれか小さい額 ^(※) に対する不足額は5分の1償却 (※)最低責任準備金の一定倍<最低積立基準額×0.8のときは、最低積立基準額×0.8
回復計画による方法	現行	7年後に「最低積立基準額」と「最低責任準備金×1.05」のいずれか大きい額まで回復
	改正後	<ul style="list-style-type: none"> ● 7年後に「最低積立基準額」と「最低責任準備金×1.05」のいずれか大きい額まで回復 ● 上記に加えて、2019(平成31)年度末時点において「最低積立基準額」と「最低責任準備金×1.5」のいずれか小さい額まで回復 ● 純資産額の将来予測に用いる運用利回りの前提の厳格化(基金の予定利率を上限)(⇒37ページと同様)

- 「回復計画による方法」は、2016(平成28)年度決算までの経過措置をもって廃止される予定でしたが、当分の間使用可能とされました。【省令第9条】
- 2012(平成24)年度末時点で代行割れとなっている基金においては、原則として、2014(平成26)年度以降における標準報酬総額(月額+賞与)に対する掛金の総額の比率が、2012(平成24)年度における当該比率を下回らないものとする必要があります。【財政運営基準 第4.5(1)ただし書き】

6. 今後の財政運営(2) ~存続基金の財政運営③

- 健全化法施行日から5年経過後(2019(平成31)年4月以降)は、従来の継続基準および非継続基準に加えて、存続要件を踏まえた財政運営が求められます。【財政運営基準 第3.8、第4.5】 **NEW**

継続基準	従来どおり
非継続基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 「最低積立基準額」および「最低責任準備金×1.05」との比較 ● 最低積立基準額の算定に用いる予定利率に係数(0.8~1.2)を乗じる措置は廃止の予定
存続基準 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 「最低積立基準額」および「最低責任準備金×1.5」のうち小さい額との比較 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <pre> graph TD A["最低積立基準額および 最低責任準備金×1.5 のうちいずれか小さい 方以上の年金資産を 保有している"] -- YES --> B["現行と同様の仕組みで 積立不足を解消"] A -- NO --> C["最低責任準備金の1.5倍または 最低積立基準額のいずれか小さい 額を下回る不足分を、翌年度 末までに解消"] </pre> </div>

6. 今後の財政運営(3) ～存続基金のモニタリング強化

- 参議院厚生労働委員会における附帯決議を受けて、代行資産の保全の観点から、業務報告書の記載事項が以下の通り追加されます。【業務報告書通知】

項目	内容	適用開始時期
資産運用構成 および資産別残高	各四半期末(3・6・9・12月末の各時点)における状況を記載 ※「資産運用業務報告書」における報告は2013(平成25)年度報告から適用	2014(平成26)年度 第1四半期から記載
最低責任準備金 および純資産額 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 提出日の属する月の「6月前の月末」「5月前の月末」「4月前の月末」の各時点における額を記載 ● 解散等方針議決報告書を提出した基金にあっては記載不要 	2014(平成26)年度 第2四半期から記載
母体企業の 経営の状況 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 各四半期末(3・6・9・12月末の各時点)における状況を記載 ● 総合設立基金にあっては、組織母体または当該企業で構成されている健康保険組合の運営状況等の記載で可 	2019(平成31)年度 第1四半期から記載
年金数理人による 継続的な財政診断	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務委託先に所属していない年金数理人による継続的な財政診断(年1回程度) ● 上記の業務委託先とは、改正前厚年法第130条第5項に基づく業務(総幹事業務)の委託先であり、資産運用業務のみの委託先は含まれない 	2019(平成31)年4月

7. 他制度への移行支援(1) ~確定給付企業年金(DB)への移行①

- 解散した存続基金に係る残余財産を、事業所単位で確定給付企業年金(DB)へ交付することが新たに認められます。【健全化法附則第35条】
- 事業承継の場合または規約の定めに該当する場合は、設立事業所の一部のみの交付も可能となります。【政令第40条】
- 残余財産の交付に係る同意要件は、改正前の確定給付企業年金法施行令第50条の規定を参考に、下記の通り規定されます。【政令第41条】 **NEW**

- ・交付対象者が使用される全ての設立事業所の事業主の同意
- ・当該設立事業所に使用される加入員の2分の1以上の同意
- ・交付対象者の過半数で組織する労働組合(組合がないときは過半数代表者)の同意
- ・交付先が基金型DBの場合、交付対象者が使用されていない実施事業所に係る代議員の4分の3以上の同意

- 残余財産の交付は加入者・受給権者双方とも可能ですが、受給権者については個別に同意した者のみが対象となります。
- 交付を行う場合は、「存続基金」ならびに「交付先DB制度」双方の規約を整備する必要があります。
- 中途脱退者に係る脱退一時金相当額のDBへの移換申出期限が、存続基金の資格喪失日から1年以内に緩和されます。【政令第3条第3項による読み替え】 **NEW**

7. 他制度への移行支援(1) ～確定給付企業年金(DB)への移行②

- 存続基金から移行したDBの掛金算定について、以下の特例が設けられます。【省令第32・33条】

特別掛金の 予定償却期間	最長20年 ⇒ 最長30年						
定率償却の 下限償却割合	15% ⇒ 10% + 健全化法施行日から残余財産交付日までの年数^(※1) × 0.5% (※1) 1年未満の端数は切り捨て (※2) 上記の計算結果が15%を超える場合は、15%とする						
	交付日の属する年度	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)
	償却割合の下限	10%	10.5%	11%	11.5%	12%	12.5%
	交付日の属する年度	2020 (平成32)	2021 (平成33)	2022 (平成34)	2023 (平成35)	2024(平成36)以降	
償却割合の下限	13%	13.5%	14%	14.5%	15%		
許容繰越不足金 (掛金収入ベース)の 計算に用いる年数	20年 ⇒ 30年 - 健全化法施行日から残余財産交付日までの年数 ^(※1) (※1) 1年未満の端数は切り捨て (※2) 上記の年数が20年未満となる場合は、20年とする						
	事業年度の末日	2014.4.1から 2015.3.30まで	2015.3.31から 2016.3.30まで	2016.3.31から 2017.3.30まで	2017.3.31から 2018.3.30まで	2018.3.31から 2019.3.30まで	2019.3.31から 2020.3.30まで
	計算に用いる年数	30年	29年	28年	27年	26年	25年
	事業年度の末日	2020.3.31から 2021.3.30まで	2021.3.31から 2022.3.30まで	2022.3.31から 2023.3.30まで	2023.3.31から 2024.3.30まで	2024(平成36)..3.31以降	
計算に用いる年数	24年	23年	22年	21年	20年		

7. 他制度への移行支援(1) ～確定給付企業年金(DB)への移行③

- 存続基金から移行したDBが非継続基準に抵触した場合の掛金算定について、以下の特例が設けられます。
【省令第34～36条】

積立比率に応じて掛金を設定する方法	積立比率に応じた掛金の償却年数を、下表の通り年度に応じて段階的に緩和する ※現在、0.92から1.0に段階的に上げ中（⇒39ページ）																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #9e9e9e;">決算基準日 積立比率</th> <th>2014(平成26).4.1 から2015.3.30まで</th> <th>2015.3.31から 2016.3.30まで</th> <th>2016.3.31から 2017.3.30まで</th> <th>2017.3.31から 2018.3.30まで</th> <th>2018.3.31から 2019.3.30まで</th> <th>2019.3.31から 2020.3.30まで</th> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">0.9以上1.0*未満</td> <td>25</td> <td>24</td> <td>23</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">0.8以上0.9未満</td> <td>20</td> <td>19</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">0.8未満</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>10</td> </tr> </table>	決算基準日 積立比率	2014(平成26).4.1 から2015.3.30まで	2015.3.31から 2016.3.30まで	2016.3.31から 2017.3.30まで	2017.3.31から 2018.3.30まで	2018.3.31から 2019.3.30まで	2019.3.31から 2020.3.30まで	0.9以上1.0*未満	25	24	23	22	21	20	0.8以上0.9未満	20	19	18	17	16	15	0.8未満	15	14	13	12	11	10	決算基準日	2014(平成26).4.1 から2015.3.30まで	2015.3.31から 2016.3.30まで	2016.3.31から 2017.3.30まで	2017.3.31から 2018.3.30まで	2018.3.31から 2019.3.30まで	2019.3.31から 2020.3.30まで
決算基準日 積立比率	2014(平成26).4.1 から2015.3.30まで	2015.3.31から 2016.3.30まで	2016.3.31から 2017.3.30まで	2017.3.31から 2018.3.30まで	2018.3.31から 2019.3.30まで	2019.3.31から 2020.3.30まで																													
0.9以上1.0*未満	25	24	23	22	21	20																													
0.8以上0.9未満	20	19	18	17	16	15																													
0.8未満	15	14	13	12	11	10																													
0.9以上1.0*未満		25	24	23	22	21	20																												
0.8以上0.9未満		20	19	18	17	16	15																												
0.8未満		15	14	13	12	11	10																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #9e9e9e;">決算基準日 積立比率</th> <th>2020.3.31から 2021.3.30まで</th> <th>2021.3.31から 2022.3.30まで</th> <th>2022.3.31から 2023.3.30まで</th> <th>2023.3.31から 2024.3.30まで</th> <th colspan="2">2024(平成36)..3.31以降</th> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">0.9以上1.0*未満</td> <td>19</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>16</td> <td colspan="2">15</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">0.8以上0.9未満</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>11</td> <td colspan="2">10</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">0.8未満</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>6</td> <td colspan="2">5</td> </tr> </table>	決算基準日 積立比率	2020.3.31から 2021.3.30まで	2021.3.31から 2022.3.30まで	2022.3.31から 2023.3.30まで	2023.3.31から 2024.3.30まで	2024(平成36)..3.31以降		0.9以上1.0*未満	19	18	17	16	15		0.8以上0.9未満	14	13	12	11	10		0.8未満	9	8	7	6	5		決算基準日	2020.3.31から 2021.3.30まで	2021.3.31から 2022.3.30まで	2022.3.31から 2023.3.30まで	2023.3.31から 2024.3.30まで	2024(平成36)..3.31以降	
決算基準日 積立比率	2020.3.31から 2021.3.30まで	2021.3.31から 2022.3.30まで	2022.3.31から 2023.3.30まで	2023.3.31から 2024.3.30まで	2024(平成36)..3.31以降																														
0.9以上1.0*未満	19	18	17	16	15																														
0.8以上0.9未満	14	13	12	11	10																														
0.8未満	9	8	7	6	5																														
0.9以上1.0*未満		19	18	17	16	15																													
0.8以上0.9未満		14	13	12	11	10																													
0.8未満		9	8	7	6	5																													

積立比率の回復計画を作成する方法	積立比率の回復計画の期間を、下表の通り決算基準日に応じて緩和する														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #9e9e9e;">決算基準日</th> <th>2022(平成34).3.30 まで</th> <th>2022.3.31から 2023.3.30まで</th> <th>2023.3.31から 2024.3.30まで</th> <th>2024(平成36).3.31 以降</th> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">回復計画の期間</td> <td>10年</td> <td>9年</td> <td>8年</td> <td>7年</td> </tr> </table>	決算基準日	2022(平成34).3.30 まで	2022.3.31から 2023.3.30まで	2023.3.31から 2024.3.30まで	2024(平成36).3.31 以降	回復計画の期間	10年	9年	8年	7年	決算基準日	2022(平成34).3.30 まで	2022.3.31から 2023.3.30まで	2023.3.31から 2024.3.30まで	2024(平成36).3.31 以降
決算基準日	2022(平成34).3.30 まで	2022.3.31から 2023.3.30まで	2023.3.31から 2024.3.30まで	2024(平成36).3.31 以降											
回復計画の期間	10年	9年	8年	7年											
回復計画の期間		10年	9年	8年	7年										

2019(平成31)年3月31日までに存続基金の給付の支給に係る権利義務を承継したDBは、当該権利義務の承継により増加する最低保全給付を5年間かけて段階的に認識することが可能

控除額 = 権利義務の承継により増加する最低保全給付 × (5 - N*) / 5

※ N: 権利義務承継日から計算基準日までの年数(1年未満の端数は切り捨て)

7. 他制度への移行支援(2) ～中小企業退職金共済への移行

- 解散した存続基金に係る残余財産を、事業所単位で中小企業退職金共済(中退共)へ交付することが新たに認められます。【健全化法附則第36条、政令第43～46条、省令第39～42条、告示⑩】

新規に加入・移行する場合	<p>交付額は①および②のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>①掛金納付月数に換算する額</td> <td>中退共加入時の掛金月額に応じて月数換算し、掛金納付月数に通算</td> </tr> <tr> <td>②残余の額</td> <td>①に通算されなかった額について、年1%+厚生労働大臣が定める利率(2014(平成26)年度:年1.67%)を付利</td> </tr> </table>	①掛金納付月数に換算する額	中退共加入時の掛金月額に応じて月数換算し、掛金納付月数に通算	②残余の額	①に通算されなかった額について、年1%+厚生労働大臣が定める利率(2014(平成26)年度:年1.67%)を付利
	①掛金納付月数に換算する額	中退共加入時の掛金月額に応じて月数換算し、掛金納付月数に通算			
②残余の額	①に通算されなかった額について、年1%+厚生労働大臣が定める利率(2014(平成26)年度:年1.67%)を付利				
<p>交付額</p> <p>加入・移行時</p> <p>退職時</p> <p>①掛金納付月数に換算する額 → 月数換算 → 通算月数</p> <p>加入後の掛金納付月数 → 中退共の規定による退職金</p> <p>②残余の額 → 残余の額 → 残余の額による給付</p>					
既に中退共に参加している企業が移行する場合	<p>交付額全額について、年1%+厚生労働大臣が定める利率(2014(平成26)年度:年1.67%)を付利</p> <p>移行時</p> <p>退職時</p> <p>交付額 → 交付額による給付</p>				
<p>その他</p> <p>NEW</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 残余財産を中退共へ交付することができるのは加入員のみ(受給者は交付不可) ● 残余財産を中退共へ交付する者については、同制度における掛金負担軽減措置の対象外 ● 交付を行う場合は、存続基金の規約を整備する必要がある 					

7. 他制度への移行支援(3) ～移行先制度(DB・DC)における規制緩和

- DBおよびDCの規約変更に係る承認・認可事項ならびに手続要件が、以下の通り緩和されます。

【省令第2・3条による改正、DB法令解釈 第1.3】

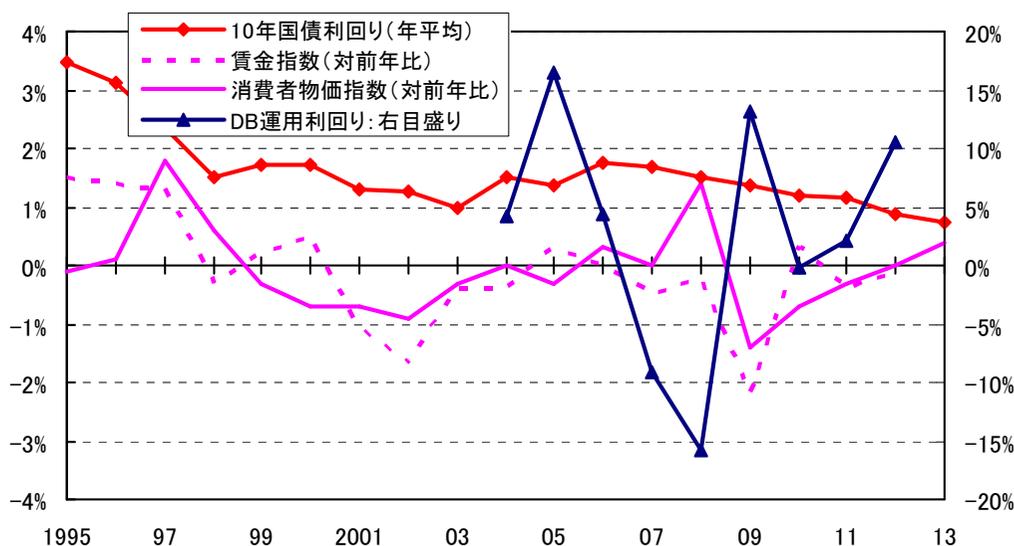
DBの規約承認・認可事項の緩和	届出事項への緩和	<ul style="list-style-type: none"> ● 給付の種類、受給の要件、額の算定、給付の方法(支給期間・支払期月等)に関する事項(資格喪失時期の変更その他軽微な変更に関し、給付の減額に係る部分を除く) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給付増額する場合 ○ 休職等期間中の者に係る休職等期間の全部または一部を給付算定基礎期間から控除または通算する場合(控除については、合理的な理由がある場合に限る) ○ 増加実施事業所に係る給付額算定基礎期間および給与の額等の規定 </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 掛金の拠出に関する事項(上記の軽微な変更に伴う変更の場合) ● 権利義務の移転に関する事項 ● 権利義務の承継に関する事項 ● 脱退一時金相当額等の移換に関する事項
	届出不要事項への緩和	市町村の単なる名称変更
DCの規約変更に係る手続要件の緩和	届出事項への緩和	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業型年金の実施事業主が負担する事務費に係る事項 ● 事業主掛金の額の算定方法に関する事項(条項の移動など実質的な変更を伴わないもの) ● 法令の改正に伴う変更に係る事項(掛金拠出に関する改正のうち実質的な変更を伴うものを除く)
	特に軽微な変更への緩和	法令の改正に伴う変更に係る事項(掛金拠出に関する改正のうち実質的な変更を伴うものを除く)

7. 他制度への移行支援(4) ～キャッシュ・バランス・プランの給付設計の弾力化

- キャッシュ・バランス・プランの弾力化措置は以下の通りです。【省令第2条によるDB法施行規則第28・29条の改正】

給付の額の算定に用いる予定利率	現価率計算上の予定利率の下限を「0(ゼロ)以上」に緩和
給付の額の算定に用いる予定死亡率	規約に定めるところにより、加入者等およびその遺族の死亡の実績および予測に基づき合理的に定めたものとするが可能
給付の額の再評価に用いる率(指標)	<ul style="list-style-type: none"> ● 指標の選択肢に「自身の確定給付企業年金の運用実績」を追加 ● 指標が単年度でマイナスとなることを許容し、「全期間通算で0(ゼロ)以上」とする

＜キャッシュ・バランス・プランで使用できる指標の推移＞



- (注1) 賃金指数は、規模5人以上の調査産業計に係る「決まって支給する給与」の対前年比。
 (注2) 消費者物価指数は、総合指数(全国)の対前年比。

(資料)
 財務省ホームページ
 厚生労働省『毎月勤労統計調査』
 総務省『全国消費者物価指数』
 企業年金連合会『資産運用実態調査』

7. 他制度への移行支援(5) ~その他

- その他にも、以下の移行支援策および規制緩和措置が実施されます。

解散・代行返上を行う基金における人数要件の緩和	<p>解散・代行返上をしようとする基金について、以下の通り人数要件を緩和する【政令第47条】 NEW</p> <table border="1" data-bbox="546 464 1209 576"> <tr> <td>単独設立・連合設立</td> <td>1,000人 ⇒ 10人</td> </tr> <tr> <td>総合設立</td> <td>5,000人 ⇒ 10人</td> </tr> </table>	単独設立・連合設立	1,000人 ⇒ 10人	総合設立	5,000人 ⇒ 10人
単独設立・連合設立	1,000人 ⇒ 10人				
総合設立	5,000人 ⇒ 10人				
受託保証型DBの適用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入者の有無にかかわらず、契約者価額が数理債務を下回らないことが確実と見込まれるものを「受託保証型DB」と定義する ● 受託保証型DBを簡易な基準に基づくDB(DB法施行規則第52条)と定義し、加入者が存在する受託保証型DBについては給付の額の改定(キャッシュ・バランス・プラン)を認める ● 受託保証型DBの最低積立基準額は、数理債務の額に基づき合理的に計算した額を使用可能とする 【省令第2条による改正、DB法令解釈 第8.6】 				
段階的引上げ償却時の特例掛金の再規定	<p>過去勤務債務の償却方法うち段階引上げ償却を採用している場合、非継続基準の抵触に伴い、翌々事業年度の掛金額に加算して拠出すべき特例掛金の計算の際に、翌事業年度に実際に拠出した特別掛金の代わりに翌々事業年度に拠出することとなる特別掛金または元利均等償却を行った場合の特別掛金額の使用を可能とする 【省令第2条による改正】</p>				
退職給付義務の履行の周知	<p>存続基金の解散・移行に当たり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行することが必要であることについて周知等を図ること 【解散・移行認可基準 第1.2(6)】</p>				
年金数理人の要件の規定	<p>年金数理人の要件について、所要の規定を整備する(現在は、廃止前の厚生年金基金規則第76条に規定) 【省令第2条によるDB法施行規則第116条の2の新設】</p>				
規約型DB移行時の手続の簡略化	<p>規約型DBに移行する際の「加入者となる者の数を示した書類」の添付を不要とする 【移行・代行返上通知 別紙2】</p>				
確定拠出年金への移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 基金からDCへの移行について、積立不足があっても移行可能とする【政令第3条第2項による読み替え】 ● DCへの脱退一時金相当額の移換申出期限を、存続基金の資格喪失日から1年以内に緩和【政令第4条】 				

8. 健全化法施行後の企業年金連合会(1)

- 本法案の施行時に現存する企業年金連合会は、**存続企業年金連合会(存続連合会)**として、改正前の厚生年金保険法の適用を受けます。【健全化法附則第37～38条】
- 存続連合会は、下表に掲げる業務を行います。【健全化法附則第40条】

年金通算事業	<ul style="list-style-type: none">● 施行後の基金中途脱退者(脱退一時金のみ)の受換・移換および当該者への給付支給● 施行後の解散基金加入員(残余財産のみ)の受換・移換および当該者への給付支給● 施行前の基金中途脱退者(基本部分+脱退一時金)の移換および当該者への給付支給● 施行前の解散基金加入員(代行部分+残余財産)の移換および当該者への給付支給● DB中途脱退者(脱退一時金)の受換・移換および当該者への給付支給● 終了制度加入者(残余財産)の受換・移換および当該者への給付支給
その他の事業	<ul style="list-style-type: none">● 解散基金加入員に対する支払保証事業(一定額を確保する給付を付加する事業)● 存続基金からDB・DCへの移行支援事業● 存続基金およびDBに係る共同運用事業● 会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で政令で定めるもの など

- 施行日以降は、代行(基本)部分に係る権利義務の存続基金からの移転は行えなくなるため、存続基金において中途脱退者の記録管理および年金支給を行う必要が生じます。
- 存続連合会は、確定給付企業年金法を設立根拠とする企業年金連合会(新連合会)の成立を受けて解散します。【健全化法附則第70条第1項】
- 解散時は、基金中途脱退者および解散基金加入員等に係る残余財産を分配します。【同条第3項】

8. 健全化法施行後の企業年金連合会(2)

- 新連合会は、前述の基金中途脱退者等に係る残余財産の分配義務を除き、存続連合会の権利および義務を承継します。【健全化法附則第70条第4項】
- 新連合会は、次に掲げる業務を行います。【健全化法第2条による改正DB法第91条の18の新設】

年金通算事業	<ul style="list-style-type: none">● DB中途脱退者(脱退一時金)の受換・移換および当該者への給付支給● 終了制度加入者(残余財産)の受換・移換および当該者への給付支給
その他の事業	<ul style="list-style-type: none">● DBに係る共同運用事業● 会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で政令で定めるもの など
特例業務	<ul style="list-style-type: none">● 存続連合会の委託による残余財産の分配を行う業務● 残余財産の交付を受けて給付の支給を行う業務● 解散基金加入員に対する支払保証事業(残余財産の交付金に給付を付加する事業)● 存続基金からDB・DCへの移行支援事業● 存続基金に係る共同運用事業

- 新連合会では、基金中途脱退者等に係る年金通算は行わないため、存続基金において中途脱退者の記録管理および年金支給を行う必要が生じます。

【ご参考】健全化法に対する附帯決議

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成25年6月18日
参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1. 経済・社会情勢を踏まえ、解散や他の企業年金等への移行を検討している厚生年金基金の要請に応じるため本法の速やかな施行に努めるとともに関係政省令の整備説明・相談などの適切な対応等により解散や移行が円滑に行われるよう体制の整備を図ること。
 2. 総合型の厚生年金基金の解散に当たっては、加入員、受給者等に移行先の選択肢を含めて必要な情報が行き届き、その上で最善の意思決定が行われるよう、基金及び母体企業への支援を行うこと。また、基金から他の企業年金等への移行については、基金の母体企業の多くが中小企業であることに鑑み、現行の企業年金制度の手続面での改善等を含め、移行のための支援策を拡充すること。
 3. 厚生年金基金の解散・移行に当たり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行するよう指導を行うこと。
 4. 代行給付に必要な資産を有している厚生年金基金が今後代行割れを起こすことのないよう、従来以上に基金の資産状況等に対してモニタリングを実施し、基金が加入員、厚生年金被保険者等に対する情報開示を積極的に行うよう促すなど、適切な対応を行うこと。
 5. 第3号被保険者の記録不整合問題について、特例追納の対象者や対象期間を分かりやすく説明し、できる限り多くの者が特例追納できるよう本措置の周知・広報に努めるとともに、記録不整合問題の再発防止策を徹底すること。
- 右決議する。

ご注意いただきたいこと(必ずご覧ください)

企業年金制度(厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、非適格退職年金制度など)にかかる年金信託契約等については以下の内容を十分にお読みください。

■ 年金信託契約に関するリスク

■ 年金信託契約では、お客さまの信託財産を各種の年金投資基金信託受益権等を通して、または直接に、投資対象である株式、公社債、外貨建て証券、不動産等に投資し、または貸付金として貸し付けるなどして運用します。これら投資対象は価格変動を伴うため、以下のような場合に元本の欠損が生じるおそれがあります。

- 株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場、その他金融商品市場における株価指数等の指標の変動に伴い、運用対象である有価証券等(投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等も含む。以下同じ。)の価格が変動する場合
- 有価証券等の発行者や保証会社等、または貸付金や貸付有価証券(現金担保の再運用を含む)の貸出・運用先の業務や財産状況の変化に伴い運用対象である有価証券等の価格が変動する場合
- 一般信用取引の取引相手となる証券会社の業務や財産の状況に変化が生じた場合

■ 為替オーバーレイ運用および一般信用取引では、売り建てた通貨や株式の価格が予想とは反対に変化したときの損失が限定されていません。

■ 年金信託契約のお客さまにご負担いただく費用

お客さまには、信託契約に基づき①および②の費用を、業務委託契約等に基づき③の費用をそれぞれの費用に係る消費税等と共にご負担いただきます。なお、これらの費用は信託財産の中からいただくか、またはお客さまにご請求します。(費用の詳細については弊社にお問い合わせください)

① 信託契約期間中にご負担いただく費用

項目	内容
信託報酬 (信託財産の運用・管理にかかる費用)	信託財産に対して信託報酬率を乗じて計算します。信託報酬率は、お客さまからご提示いただく信託財産の運用指針、信託財産額等に応じて個別に決定するため記載することができません。
投資対象に係る手数料等	ヘッジファンド、ファンド・オブ・ヘッジファンズ等への投資にあたっては、当該ファンド等の組成費用、信託報酬等がかかる場合があります。また、投資事業有限責任組合や匿名組合等への出資にあたっては、組合等の監査費用、売買手数料、郵送費、振込手数料、弁護士費用等がかかる場合があります。これらの手数料等は種類が多岐に亘り、また運用状況等により異なるため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。
信託事務の処理に要する手数料等	有価証券売買委託手数料、株式分割手数料、名義書換手数料、外国証券の取得管理費用、有価証券保管手数料、信託財産留保金その他費用が発生しますが、これらは信託財産の運用状況、保管状況等により異なるため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

② 信託契約解除時にご負担いただく費用

早期解除手数料	契約締結の日から最長5年以内(契約種別により異なります)に契約の解除の申し出があった場合には、契約解除日における信託財産に対して、6.0%を上限とする料率を乗じて計算する早期解除手数料をご負担いただきます。
---------	---

ご注意いただきたいこと(必ずご覧ください)

③ その他年金制度の運営等に関してご負担いただく費用

弊社がお客さまの年金制度の幹事受託機関として年金制度の管理や資金のとりまとめを担当する場合には、委託を受ける業務の内容に応じて手数料をご負担いただきます。この手数料は委託を受ける業務の内容により異なるため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

- 為替オーバーレイ運用および国内株式ならびに外国株式のエンハンス・アクティブ運用では、為替オーバーレイの対象資産残高、および国内株式ならびに外国株式の投資元本を上回る取引を行うことがあります。

商号等: 株式会社りそな銀行

■ 年金信託契約に関してご注意いただきたい事項

- 年金信託は、元本及び収益が保証されていない実績配当型の商品であり、損益はすべてお客さま等に帰属します。また、本商品は預金保険の適用は受けません。
- 弊社は正当な事由があるときは、お客さまに対する1ヶ月前の予告により受託者の任を辞することができます。また、信託目的の達成または信託事務の遂行が著しく困難になった場合には、お客さまへの通知により信託契約は終了します。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等ならびにオプション等一部の派生商品については権利行使期間に制限があります。また、貸株取引の対象株式は議決権行使に制限を受ける場合があります。
- 投資事業有限責任組合や匿名組合等に出資する場合、出資持分の譲渡や担保差入れは当該組合等の運営者(無限責任組合員等)の事前の同意を要する等の制約を受けることがあります。
- ファンド・オブ・ヘッジファンズ等は解約通知をいただいてから資金化までに6ヶ月程度を要することがあります。

MEMO
